

<h1>広報 つつじ野</h1>	(昭和56年5月1日、創刊) つつじ野団地管理組合 Tel. 2953-7876 Fax. 2952-1499 平成30年4月10日 第808号
=マンションみらいネット登録全国第1号管理組合= 当管理組合は組合員全員による自主管理で運営しています	
<b>「お互いさま」の心と「支えあい」で日本一の団地を作ろう！</b>	
主な掲載内容 <b>①第38回通常総会を5月20日に開催します ②管理規約・細則の一部変更案の紹介(1回目) ③総会は管理組合の最高意思決定機関です ④平成30年度役員候補者を紹介します ⑤管理費等の口座引き落としにご協力を</b> <添付物：別紙1：管理規約変更条文対比表、別紙2：規約変更に伴う細則等対比表>	

## 第38回通常総会を5月20日に開催します

第38回通常総会（管理規約第48条）を次の通り開催します。  
 通常総会は、当管理組合の1年間の事業計画・予算・特別提案議案等の活動方針を決定する重要な会議です。ぜひ、出席されるようお願いいたします。

- 日時：平成30年5月20日（日）10:00～12:00
- 場所：広瀬小学校体育館（上履きをご用意ください）

## 管理規約・細則の一部変更案の紹介（1回目）

理事会では、予めから「団地内駐車場を団地建物所有者以外の居住者（賃借人等）への使用契約の可否」及び「団地内におけるノラ猫等への給餌行為」について、法務企画委員会に諮問していました。今般、同委員会からその調査検討結果の答申がなされ、これを受け理事会で審議を進めておりますので、下記の通りつつじ野団地管理規約・細則の一部変更案を紹介します。

### 1 賃借人等への団地内駐車場使用について

#### (1) 変更の趣旨

団地内駐車場（専用庭駐車場を除く）の有効活用及び団地内居住者の利便性向上に寄与するために、団地内に居住する専有部分の貸与を受けた者（賃借人等）に団地内駐車場の使用を容認するため、管理規約並びに駐車場使用細則について所要の変更をします。

#### (2) 管理規約（条文の変更内容は、別紙1の対比表を参照）

- ・第15条（駐車場の使用）に「専有部分の貸与を受けた者」の文言を追加

#### (3) 駐車場使用細則（条文の変更内容は、別紙2の対比表を参照）

- ・第2条（定義）第九号の駐車場使用者に「専有部分の貸与を受けた者（以下「賃借人等」という。）の文言を追加
- ・第3条（使用申込み）第1項及び第3項に「賃借人等」の文言を追加
- ・第10条（駐車場使用料の納入等）に団地建物所有者と別に賃借人等の駐車場使用料の納入方法を新たに規定するほか使用文言の不整合部分を変更

### 2 犬猫等の飼育禁止条項の見直し及びノラ猫等の給餌行為禁止について

#### (1) 変更の目的

管理規約第19条（犬猫等の飼育禁止）及び社会生活補助動物の飼育に関する細則の条文、使用文言等について、整合性を図るべく重複条項及び使用文言を整理統合し所要の変更をするとともに、ノラ猫の徘徊による洗濯物等汚染、駐車車両への傷つけ事例や野鳥等の糞害等の発生から、これらノラ猫等への給餌行為を禁止する旨の規定を制定します。

#### (2) 管理規約の一部変更及び新規制定（条文の変更内容は、別紙1の対比表を参照）

- ・第19条（犬猫等の飼育禁止）の条文を整理統合
- ・第19条の2（ノラ猫等への給餌行為禁止）を新たに制定

#### (3) 社会生活補助動物の飼育に関する細則の一部変更（条文の変更内容は、別紙2の対比表を参照）

- ・第1条（趣旨）の一部使用文言の削除・変更
- ・第4条（飼育の承認期間）に承認動物の飼育を中止した際の手続きを追加

### 3 附則の追加

管理規約及び該当関連細則の発行日を明示します。

## 総会は管理組合の最高意思決定機関です

設立総会が昭和56年（1981）3月19日狭山市市民会館大ホールにて行われました。第2回通常総会より場所を広瀬小学校体育館に移し、今回第38回通常総会を開催します。



管理組合は『つつじ野団地に住むすべての住民』の参加により構成されています。立候補者、次期地区委員より選出された15名が理事として一年間担当業務に当たります。

理事長の舵取りにより各部門責任をもって業務を遂行します。

【総務】総会の議事運営、月2回の理事会、年4回の理事研修会等「何を、どのように行い、審議するか」を考えます。事務局の統括、自治会との調整等を含む重要な仕事です。

【企画】班長会、地区委員会や各種会議などの設定・運営や特殊課題を担当します。

【財務】組合資金の管理・運用・会計・経理事務の監督・把握等を担当します。

【施設営繕】日常の修理・補修から、長期修繕計画に沿った活動を担当します。

【植栽・環境】植栽の維持管理、環境整備の日の企画・実施等を担当します。

【生活・防災】共同生活の秩序・維持および向上のための業務を担当します。

【広報】管理組合と住民の皆さまとのパイプ役として「広報つつじ野」を月2回定期発行します。

【監事】組合員を代表して業務や会計の監査などを行います。

◎理事会の報告、次年度の計画等に直接判断を下すのが総会です。

住民の一人ひとりが『安全』と『安心』を維持するために何が出来るのか？を考え総会への出席をお願いします。

◎近年、総会への出席は200名弱+委任状等700名前後と関心は高いが出席の少ない状態が続いています。事前の議案説明会により理事会活動を信任されている事が大きいと思いますが、「総会」を自分の目で見て判断をして頂きたいと思っております。

## 平成30年度役員候補者を紹介します

平成30年度理事候補者として、現役員の留任者10名、立候補者1名、次期地区委員候

補者から選出された4名の合計15名の方を、また平成30年度監事候補者として、新任者の1名の方を提案します。

役職	氏名	区分	街区・号棟・号室	備考
理事	渡辺 順子	再任	1-5-104	役員留任者
	稲窪 健次	再任	1-6-205	役員留任者
	真野 修一	再任	1-7-201	役員留任者
	大野 功夫	再任	1-17-106	役員留任者
	越戸 英男	新任	1-17-506	次期地区委員候補者より選出
	坂元 義隆	新任	2-4-105	次期地区委員候補者より選出
	荻原 清志	再任	2-15-204	役員留任者
	小林 茂子	新任	3-14-201	次期地区委員候補者より選出
	三ツ木英之	再任	3-14-501	役員留任者
	津崎 光興	再任	3-14-505	役員留任者
	石神 眞司	再任	4-16-201	役員留任者
	古川 弘明	新任	4-16-205	立候補者
	本間 昌夫	新任	4-17-108	次期地区委員候補者より選出
	坂本 條樹	再任	4-33-102	役員留任者
監事	赤松 君子	再任	4-34-103	役員留任者
	笹森 幸男	新任	1-6-105	役員経験者
	細井 昌平	再任	2-14-104	監事留任者

## お知らせ

・自転車置き場に駐輪する自転車には、「つつじ野」のシールを貼ってください。

月	日付	会議・行事	日付	ゴミの収集 (火、金はもやすゴミ)
4月	14日(土)	第2回次期理事候補者会議	4/11日(水)	ペットボトル
		第23回理事会	4/12日(木)	プラスチック
	15日(日)	第12回緑の委員会	4/16日(月)	ビン・缶・乾電池
		第12回法務・企画委員会	4/19日(木)	プラスチック
		平成29年度監事監査	4/23日(月)	古紙古布
	21日(土)	第2回次期班長会議	4/25日(水)	燃やさないゴミ
		第3回次期地区委員会		
		第24回理事会		
22日(日)	第22回長期修繕委員会			

**古紙回収・毎月第3週木曜日 正午までに、指定の場所に出してください**

今月の回収日は4月19日(木)です。(新聞・雑誌のみ)

5階建・8階建にお住まいの方は、1階の階段の下  
2階建・3階建にお住まいの方は、門の外へお出しくだい。

“ささえ愛つつじ野”からのお知らせ お問合せ・お申し込み 090-4360-1233

- ☆健康体操 : 4月17日、24日、5月1日、8日、15日、22日(火曜日) 13時30分から 参加費500円/回
- ☆うたごえサロン : 4月26日、5月24日(木曜日) 参加費300円(コーヒーカップご持参ください)
- ☆絵手紙教室 : 4月11日、25日、5月9日、23日(水曜日) 10時から 参加費100円/回
- ☆脳トレ麻雀 : 毎週(水、土曜日) 13時から(初心者向け毎週月曜日13時から) 無料
- ☆手芸カフェ : 毎週(金曜日) 13時から 無料
- ☆編み物カフェ : 毎週(水曜日) 9時30分から 参加費100円/1回



つつじ野団地の桜

編集後記  
三月に桜が咲いて四月の十日にはもう花弁は散ってしまふ葉桜になつて居るのでしよう。我が家の窓から見える桜、つつじの団地中央でバスを待つ桜もきれいでした。皆さん桜の花を見てどんなことを思い浮かべるでしょうか？ インターネットで調べると、桜の花言葉は優美、純潔、などいくつかの言葉があるそうです。私は、新しい始まりを感じます。学生の頃一つのグレードに進級し次のステップに進む。仕事をして年度が替わり新しい目標に向かう。そして一年後の目標に向かって一年頑張つてうまくいっても、いかなくても桜は咲き皆さんの頑張りをほめてくれるのです。

真野

## 管理費等の口座引き落としにご協力を

5月10日(木)が口座引き落とし日です。5月9日(水)までにそれぞれの金額を確認して、口座残高が不足しないようにしておいてください。

引き落とし日に残高が不足していると、後から入金しても自動引き落としはできませんので、ご自分で銀行に行って、振込手続きをしていただくことになります。(管理事務所窓口では受けません)。なお、その際の振込手数料は、ご本人持ちとなります。ご了承ください。

当団地は、組合員の管理費等で管理・運営されております。ご協力をお願いいたします。

\*引き落としされる金額(管理費+修繕積立金の2ヶ月分)(駐車場使用料は除く)

区分	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
建物タイプ	3階建M2ネット	5階建3LDK	5階建4LDK	8階建(3LDK)	2階建テラス	3階建テラス
引き落としされる金額	24,000円	18,000円	25,000円	29,000円	24,000円	28,000円

## 理事会の議題

- 第23回理事会(3/17): 2月度会計報告/総会特別議案/総会までのスケジュール等 /平成30年度予算案(全体) 他

## 理事会の予定議題

- 第22回理事会(4/7): 総会議案書審議/総会特別提案議案の審議/平成30年度事業計画案・予算案/4月度資金運用計画 他
- 第2回次期理事候補者会議(4/14): 通常総会議案の検討
- 第23回理事会(4/14): 平成29年度事業経過報告/総会議案書検討/第2回次期班

当団地では、専有部分を民泊、シェアハウス、ウィークリーマンション等の用途に供することは規約で禁止されています。

規約を遵守し皆で住み良い団地を目指しましょう。